三　公共施設火災があつたこと。

四　家畜伝染病対策に要する経費があること。

五　再生振替特例債の利子支払額があること。

六　被災地域の応援等に要する経費があること。

七　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

八　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。

当該年度の前三年度の一月一日から当該年度の十月三十一日までの間に発生した火災により、当該市町村有施設が百平方メートル（表示単位は平方メートルとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）以上焼失したものについて、当該施設の行政機能の維持及び復旧のために要した経費に、次の表の上欄に掲げる当該火災の発生原因の区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

火災の発生原因	乗率
失火	○・五
その他	○・八

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海線状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

二　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海線状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第五十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

前条第一項第一号の表第六十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

三　公共施設火災があつたこと。

四　家畜伝染病対策に要する経費があること。

五　再生振替特例債の利子支払額があること。

六　被災地域の応援等に要する経費があること。

七　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

八　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。

当該年度の前三年度の一月一日から当該年度の十月三十一日までの間に発生した火災により、当該市町村有施設が百平方メートル（表示単位は平方メートルとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）以上焼失したものについて、当該施設の行政機能の維持及び復旧のために要した経費に、次の表の上欄に掲げる当該火災の発生原因の区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

火災の発生原因	乗率
失火	○・五
その他	○・八

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海線状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

二　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海線状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第五十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。